

鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事における移動式クレーンを起因物とする死傷災害発生事例

(2017年)

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	13～14	分譲マンション新築工事現場地下にて、16t移動式クレーンを使用して材料を間配り作業中、作業者が資材からワイヤーを除けようとして手を払った際、クレーンオペレーターが巻き上げの合図と誤認してしまい、ワイヤーを巻き上げた。結果、吊具が山留鋼材に引っ掛かり、2段に積んだ山留鋼材がバランスを崩し、被災者の右足脛に落下し負傷した。	51～	9
4	15～16	杭打機組立作業中に、杭吊り上げ用ワイヤーがタラップに引っ掛かったため、オーガーモーターに乗りワイヤーを外し、降りる際にバランスをくずし巻き下げをしているワイヤーを手で掴み滑車に指を挟んだ。	44～	9
6	23～24	被災者は、夜間工事で道路排水管理設工事において、ガードレールを復旧させていた。ガードレールは、コンクリート製の支柱～支柱の間が金属製手摺パイプ（L=2.5m、φ=50mm）で繋がっている形式で、排水管理設作業のためコンクリート製の支柱を一時的に撤去していたため、作業終了後に支柱を復旧しようとしていた。復旧しようとした支柱Aの手摺パイプ穴に手摺パイプを差し込んだ状態で、支柱Aをユニックで吊り上げ、被災者が相手側の支柱Bの前で待機し、支柱Aと共に吊り上げられた手摺パイプの端部を持って、支柱Bのパイプ穴へ誘導していたが、パイプの小口に指が残ったままの状態、吊っていた荷（支柱A（重さ約300kg））が振れたため、支柱Bの穴に指が挟まれてしまい負傷した。被災者は、ヘルメット・ゴム手袋・安全長靴を着用していた。	26～	9
	9～	新築工事現場において、木製パレットをユニック車のクレーンを使って積み込んだ後に、被災者が荷台上にてワイヤーの玉外し（補助）作業を行っていた際、腰を下		30

6	10	ろした時に、お尻が荷台のアオリに接触し、バランスを崩して荷台から地面に墜落した。	73	～ 49
7	16~17	組み立て場所の敷鉄板の上で、クローラークレーンの組み立て中、ブームをタワーキャップの下部ピンの取り付けのため、メインブームを60tクレーンで吊り、ピン穴の位置調整をしながら、ピン穴が行き過ぎたので、元に戻そうと60tクレーンを巻下げたがタワーキャップが動かずメインブーム内に入りタワーキャップを角材で突いた時、急にメインブームが下がり腰を強打した。	35	～ 9
7	9～ 10	発電所構内の灰捨場A資材置場において、バーナー弁ラックの荷卸し作業を行っていた。1台目を玉掛け作業で荷卸しし、2台目を荷卸し作業中、隣の3台目の荷が倒れ、この荷より安全帯を取っていた作業員が、引きずられて荷台上より転落し（高さ1.4m）、負傷した。	47	～ 49
9	16～ 17	現場駐車場エリアで、汚泥が入ったノッチタンクを25tレッカーで移動（引きずった）させようとして、そのノッチタンクが、別のコンボに接触しようとしたので、間に入ってノッチタンクを止めようとしたが、コンボのキャタピラとノッチタンクの間で足が挟まり、左足のヒザを骨折した。	37	～ 99
9	9～ 10	立体駐車場解体のため、立体駐車場下に置いてあるプレハブの職人休憩所を移動する為0.7のバックホーによりワイヤーを引っ掛け吊る作業を行っていた。ワイヤーの玉掛けの4点吊りの吊元支点位置が不良の為吊り荷のバランスが悪く、一カ所が地面に引っ掛かった為、被災者が単管にてプレハブを持ち上げようとした、持ち上げた瞬間に吊り荷自体の荷重が不均等であった為、その勢いでプレハブが被災者の方に移動し、体をかかわそうとしたがプレハブの角で足を挟み負傷した。	70	—
9	13～ 14	被災者は基礎梁上部にて同僚と玉掛け作業をしていた際、バランスを崩し法面に飛び降りたが足元の土が崩れ法面下に転倒し腰を打った。	61	～ 29
9	8～9	建設計画の現場で受付棟の横に約100kgの材料を降ろす為に車を止めていた、材料を降ろす際は、車を止めて、車止めをして最後にアウトリガーを出すのが、この日は、車を止めて車止めをせずにアウトリガーを先に出した事によって、約8度の傾斜	50	～ 29

		があり車が流れてしまったと考えられる。		
10	10~ 11	当社資材センター内にて大型トラック（クレーン付）を使用し資材の片付け、整理作業中、強風にあおられ体勢を崩し、転落しそうになり、荷台より1.2m下へ飛び降り、右足踵を骨折した。	57	10 ~ 29
10	14~ 15	資材置き場において、4トンユニッククレーンを使用しその補助者としてブロックの整理整頓をしていたところ、吊っていたブロックがバランスを崩し大きく倒れ、そのはずみで後方に転んでしまい、足を打った。（工事の準備ではなく、資材置き場自体の整頓中）	29	10 ~ 29
10	14~ 15	建設現場にて、基礎地中梁の解体作業中、4tユニックで材料（型枠約450kg）を引きあげ、ユニックの荷台に乗せる時に、吊り荷がゆれ、フックにロープをかけ終わった本人（負傷者）に当たり、吊り荷と完成した基礎の間に挟まれ、負傷した。	61	1 ~ 9
10	11~ 12	現場、南側通路上でトレーラーの荷台よりトラスコマ材を荷降ろし中にトラスコマ材をクレーン（25tR）で吊っていた。トレーラー荷台の鳥居（プロテクター）上部に被災者は立っていた。玉掛したトラスコマ材が荷ぶれし、隣に載っていたトラスコマ材に当たり転倒して右足親指の付け根がトラスコマ材とトレーラー荷台の鳥居（プロテクター）上部に挟まれた。	40	10 ~ 29
12	9~10	350tクローラクレーンのラフィングジブ組立作業が開始され、親ブームを地面に寝かせ、その先にジブを地面に寝かせて親ブームと接続後、接続部分（リヤアストラット・フロントストラット）の調整作業を行っていた。被災者はストラットバックストップに固定ピンを入れようと親ブーム上で待機していた。そのリヤストラット角度調整のため、ジブ起伏ワイヤーを巻いていたが、巻き過ぎたためジブに固定してあったナイロンスリング（フロントストラットが起き上がらないよう2本使用しジブに巻きつけて固定していた）が、破断してブーム全体が振動した。その際、とっさの安全行動でストラットバックストップに手を掛けたが、そのストラットバックストップが振動で縮んでしまい、左手中指と薬指が伸縮部分のフランジに挟まれた。	47	1 ~ 9

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html